

## 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託仕様書

### 1 業務名

- (1) 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託（その1）
- (2) 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託（その2）

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

### 3 業務の概要

#### (1) 業務の目的

東紀州地域では、東紀州5市町が共同で策定した「東紀州自転車活用推進計画」に基づき、サイクルツーリズムの推進及び安全で快適な自転車通行空間の整備等の受入環境整備に向け、地域内の関係者が協同で取り組んでいる。

本業務は、一般社団法人東紀州地域振興公社（以下「公社」）が実施した「東紀州サイクルツーリズム推進事業」を踏まえ、サイクリストや旅行者に向けたサイクリングルートの造成及び東紀州サイクルツーリズムの魅力を発信する映像コンテンツの作成や、受入体制向上につながる東紀州サイクリストにやさしい施設やサイクリングガイドの取組を行い、当地域への来訪者及び消費額の増大につなげることを目的とする。

#### (2) 業務の内容

##### ア 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託（その1）

###### (ア) サイクリングルート調査及び作図

現在、東紀州サイクリングポータルサイトでは、14本のサイクリングルートを紹介しているが、レンタサイクルステーションの受入体制向上等に伴ったルートなどが不足している。

公社が提示するルート（3本または4本）について、サイクリングに精通する専門家等とともに現地確認のうえ、走行に当たっての留意点、表示すべき情報等を極力付し、データ上で作図すること。

なお、本件業務において、データとは、東紀州サイクリングポータルサイトでのPRに利用する基礎データとして活用できるデータとする。

###### (イ) ルートの変更など

前号において、ルートの現地確認の結果、安全性等への配慮、多様なサイクルツーリズムからの視点や知見などから必要な場合には、適宜ルート変更等を行うこと。

また、所期の目的を達成するため、より適切なルートがある場合は、別途提案すること。

## イ 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託（その2）

### （ア）東紀州地域内のサイクルツーリズムの魅力をPRする映像の作成

当地域のサイクルツーリズムの魅力を発信し、誘客につながる映像コンテンツを作成すること。

- ・3種（3～5分、1分、30秒）以上の長さの異なる映像を制作すること。
- ・東紀州サイクリングポータルサイトで紹介している14ルートを活用すること。
- ・東紀州サイクリストにやさしい施設（サイクリストにやさしい宿・サイクルステーション）を組み合わせること。
- ・制作した映像は、東紀州サイクリングポータルサイト上に掲載することを前提とし、あわせて発信力のあるSNS等を活用して広く情報発信を行うこと。
- ・設定地域が偏らないよう、バランスに配慮すること。
- ・映像のアスペクト比は16：9の近似値で、フルHD方式による撮影を基本とし、映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保すること。
- ・動画制作に当たっては、新規撮影を原則とするが、実施時期や実施期間により季節感のある映像等、撮影が困難なシーンについては、公社と協議のうえ既存の映像データを活用することを認める。
- ・映像内のタイトル等については、訴求内容を的確に表現するデザインとし、適切に映像内に配置すること。また、映像に掲出する文字は、テイストに合致したデザイン性のあるフォントとすること。
- ・制作した映像は概ね5年程度利用できるものとすること。
- ・また、所期の目的を達成するために、より適切な内容があると判断される場合は、受託者が公社と協議の上、独自に提案し実施すること。

### （イ）インバウンド向けサイクリングツアーミーティングの実施

インバウンド向けサイクリングツアーミーティングを実施し、現地目線での意見を収集し、販売・情報発信可能なインバウンドツアーミーティングの段階にするための課題・解決方法について調査する。

なお、FAMツアーミーティングの招請数は3社以上とし、その他の催行内容（実施時期、期間等）については、受託者と公社が協議の上で調整し、実施するものとする。

#### 【留意事項】

- ・参加者の移動手段は自転車を基本とし、安全面への配慮としてサポートカー等のフォローバック体制を構築すること。
- ・参加者は旅行保険（旅行期間中における病気・事故等への対応が可能な保険）に加入していることを確認すること。
- ・ツアーミーティング後、当該地域・ルート等に関する具体的な強み・弱み、販路開拓に向けた課題の抽出を行い、アンケートによる意見収集を行うこと。
- ・実施結果を踏まえ、インバウンドサイクリスト対応勉強会を開催すること。

(ウ) 東紀州サイクリストにやさしい施設の受入体制向上支援及び登録促進

a 受入体制向上支援

東紀州サイクリストにやさしい施設の既登録施設に対し、受入環境の改善やサービス向上を図る取組を実施すること。

b 登録促進

登録件数の拡大を図るため、未登録施設への周知や働きかけを含む、効果的な登録促進施策を実施すること。

(エ) サイクリングガイドの技術向上支援

当地域のサイクリングガイドについて、ガイディング技術向上のための支援を実施すること。

4 見積限度額

(1) 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託（その1）

1,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 東紀州サイクルツーリズム推進業務委託（その2）

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※（1）及び（2）はそれぞれ異なる財源を活用するため、業務ごとに経費を区別して見積もること。

5 業務完了後の提出書類

(1) 成果品

1 (1) 及び (2) において実施した事業の内容について、事業に対する評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展望等）を盛り込んだ事業実施報告書をそれぞれに以下のとおり作成すること。

事業実施報告書は、PowerPoint、Word、Excel 形式など公社において二次利用が可能な形式にて作成すること。

映像についても、MP4 形式など公社において二次利用が可能な形式にて作成すること。

・事業実施報告書（A4判、簡易製本、カラー） 各3部

・上記及びサイクリングマップの電子データ（CD又はDVD） 各1式

(2) 成果品の提出期限 令和8年1月30日（金）17時

(3) 成果品の提出場所 一般社団法人東紀州地域振興公社

（三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎2階）

## 6 その他

### (1) 業務実施の条件

- ア 本委託業務の実施にあたっては、隨時、実施内容を公社と協議しながら進めるものとし、その他本業務仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- イ 本委託業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあつた場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

### (2) 業務遂行

本委託業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

### (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に公社の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。

なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

### (4) 資料等の作成

成果品や本委託業務の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel形式等、公社において二次利用可能な形式にて作成するものとする。本業務により得られた成果品等の著作権、利用権は公社に帰属するものとする。

### (5) 留意事項

ア 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。

イ 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とすること。

ウ 契約期間内の各業務に係る経費は、すべて当初の契約金額に含むこと。

エ 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、当公社と受託者で協議のうえ処理することとする。